

錢瓶騒動と裁判

小野三郎

勢の者が押しかける。

？曰 松尾村に事情を聴きに行つた二人が絶命しそうなほど毆ら
れる。

錢瓶騒動は宝暦十一年（一七六一）、幕府領の赤松村と府内領の

七歳司村・田野浦村が山の境界を巡つて乱闘した事件である。赤松村が府内領に造つた道の撤去作業をしているところへ赤松村の三十名がとび口、長刀、鉄砲を持つて襲いかかつた。府内藩側は怪我人を出し、また、普請奉行と藩士が拉致された。騒動は巡検使が来る直前であつたため、府内藩は視察が終わつて騒動の調査をするよう日田代官所に願い出でていた。代官所は事件が二つの藩にかかわるので幕府評定所へ提訴した。判決は騒動に対する刑事罰と境界・入会権に関する和解がある。ここでは江戸時代の裁きについて考えてみたい。

裁きを神仏に委ねた鉄火起請（百姓たちの山争い裁判・渡辺尚志）

くらしに直結する山野や水に関する争いは昔から絶えなかつた。この話は江戸初期の世は平和になつたが、まだ戦国時代の氣風が強く残つていた頃の話である。元和四年（一六一八）会津藩の綱沢村（小さい村）と松尾村（大きい村）が日影平の入会権を巡つて争つた。

一月二三日 綱沢村の者が日影平で松尾村の者に鉈を奪われる。

二四日 日影平に來ていた松尾村の者から鉈を取り戻す。

二月 九日 綱沢村の者が木を伐つてある所へ松尾村の大

？曰 日影平を綱沢村の山と認定するよう藩に訴え出る。
受ける、

藩は吟味や現地調査をしたが結論を出せず、鉄火起請を提案する。

他方、藩は鉄火起請で犠牲者を出したくないので日影平を両村立入禁止の中立地帯にする双方痛み分けの決着を目指した。しかし、両村とも鉄火起請を主張した。松尾村から屈強な清右衛門が名乗り出た。綱沢村から名乗り出る者はなかつた。肝煎の次郎右衛門は手の「火傷で農作業ができなくなつた時」は村人が支援する約束で村の代表になつた。八月 鉄火起請は鎮守の諏訪神社で役人の立ち会いで行われた。綱沢村の次郎右衛門は焼けた鉄棒を額の高さに三度掲げ台に置いた。屈強な清右衛門は耐えきれず地面に放り投げた。

これで日影平は綱沢村の領域となるよう境界が定められた。

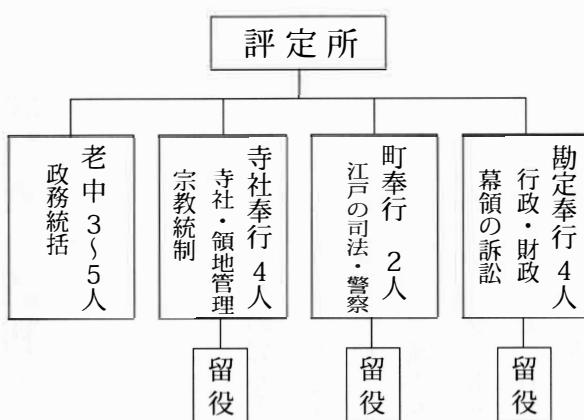
清右衛門は藩によつて死刑に処され、骨はバラバラにされ境界の標識の下に埋められた。綱沢村は十九世紀初めまで次郎右衛門の子孫の支援を続けた。

※鉄火起請 焼いた鉄の塊（鉄棒）を手に持ち火傷の程度で判定す

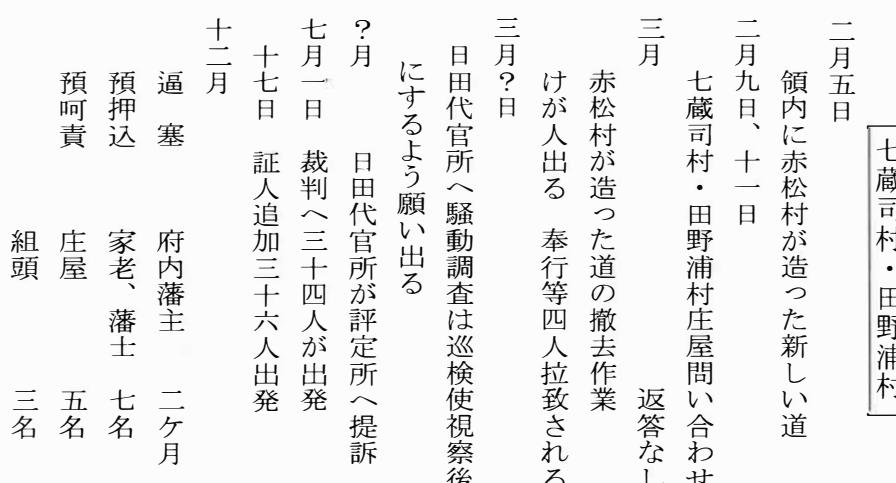
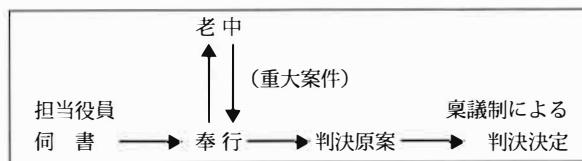
る。室町時代、十五世紀には湯起請（神仏にウソ・偽りがないことを誓い熱湯に手を入れる）が行われた。

江戸時代の裁き

裁判権を持つていたのは藩主と幕府である。藩で処理できない複数の藩にまたがるものは幕府の評定所に送られた。評定所は案件に関係ある部署別に裁いた。重大な案件は合同で審議された。錢瓶騒動は勘定奉行が担当した。当時の裁判は自白が重要視され、証拠や目撃者がいても自白がなければ有罪にできなかつた。そのため、自白を強要する拷問が行われることがあつた。武士のすることに間違いはないという通念から審理は非公開、一審制で役人の裁量権が大きく、また判決理由の説明も無かつた。役人の独善性を避けるため責任者を複数置き、勤めは月交代制が原則であつた。



留役は法令・判例に精通。取り調べの実務者。



判決	評定所	乱闘	争論
遠島 牢より手鎖	裁判へ 数十人	トビ口、長刀、鉄砲	番小屋 見張り番常駐
預急度叱	百姓 八名	三百人あまり	赤松村・浜脇村庄屋無言
庄屋	百姓 十一名	トビ口、長刀、鉄砲	赤松村
役人 二名 庄屋 一名	百姓 八名 百姓 十一名	トビ口、長刀、鉄砲	

主導者の特定がない

裁判の経緯で気になるところが二ヶ所ある。一つは代官所から評定所へ出す訴状に添える調査報告書である。府内藩は調査期日の延期を願い出でていた。調査に来ているはずだが調査に関する月日等の記録がないのは不自然である。府内藩と代官所の間に記録に残すことに不都合なことがあつたのであろうか。

二つは騒動の主導者が特定されていないことである。騒動前五十一年間の百姓一揆は全て主導者が特定され極刑に処されている。

また主要メンバーも厳しい処分を受けている。（文末資料・百姓一揆と刑罰）百姓一揆も銭瓶騒動も徒党を組み実力行使をしているのは同じである。また、赤松村の動きをみると主導者がいて計画的に行動したことは明かである。

銭瓶騒動は鉄砲を持って実力を行使している。したがつて百姓一揆と同じように厳しい処分が当然である。しかし、評定所は主導者を特定せず、死刑者もない。では、騒動を起こして死刑にならない条件は何か。逆に騒動を起こして死刑になる条件は何か。騒動の違いをみると百姓一揆は年貢の減額や役人の交代などを要求して公儀に反抗している。銭瓶騒動は境界、入会権の変更を巡る村と村の喧嘩である。どちらも現状を変えるための実力行使であるが、「公儀に逆らう」は死であり、村と村の喧嘩で殺生がなければ死刑はない。「公儀への逆らい」の有無が生・死を分けている。

赤松村の騒動は公儀への逆らいではないから死刑に相当しない。死刑者が無いので主導者を特定する必要はなかつた。

死刑者は無かつたが小さな村から八人の遠島と十一人が手鎖の刑に処せられた。遠島の八人は鉄砲を撃つたのを咎められたのである。

「郷中にて百姓等、山問答・水問答につき弓・槍・鉄砲にて互いに喧嘩致し候者あらば、その一郷成敗致す事」（慶長一四年・一六〇九）「・・・何事によらず、百姓口論致候時、他郷より荷担せしめば、本人より其の科を重ねるべく候」（寛永十二年・一六三五）

幕府はこの「令」のように実力行使を禁じ裁判での決着を勧めていた。実力行使は人的、金銭的、生産力等々村の力を弱める。村の弱体化は幕府・領主の収入減に連動する。

銭瓶騒動はこの様な幕府の意向に反しているので、厳しい裁決になつたのであろう。

遠島の八人は再び赤松村に戻ることはなかつた。

赤松村の高台に遠島八人の記念碑が建つていて。設立者は村でなく秣組である。秣が不足するようになり秣の刈り場を求めて騒動を起こしたのであろう。この時代になると農産物や他の物資も動きが活発になつていた。村は交通の要衝にあり長い坂道が続く。人力で物を運ぶには限界がある。そこで牛馬を使うようになつた。駄賃稼ぎが許され多くの村人が運送に従事するようになり牛馬用の秣が必要になつたのであろう。

府内藩は仕掛けられた喧嘩の被害者である。しかし下された処分は藩主、家老、道奉行、藩士、庄屋、組頭と幅広く人数も十八人と多い。藩主の逼塞二ヶ月の刑は騒動を抑えきれず乱闘までになつ

た責を問われたのである。赤松側は役人二人と庄屋一人の三人である。府内側十八人、赤松側三人の処分の理由はわからないが偏った処分であり、裁量権の乱用である。判決理由を説明しないので評定所への不信感は大きい。評定所は死刑者を出さない温情ある判決を出しながら、他方では赤松村の成り立ちを配慮しない遠島八名、手鎖十一名の冷たく権威的な裁決をしている。

寛保二年（一七四一）に、吉宗は百姓一揆の処分について、頭取は死罪、名主は遠島、組頭は田畠没収とこれまでの処分より寛容な刑にする公事方御定書を評定所に示している。

評定所が年貢を納める百姓を大切に思えば村の成り立ちを考慮して犠牲者を最小限の遠島一名、二名にとどめたであろう。評定所が厳しい処分を出したのは各種の騒動が治まらず、その見せしめとしたのであろう。

おわりに

村には重い刑罰と裁判の諸費用（文末資料・裁判の諸経費）に加えて犠牲者への補償と支援が残された。村人は八人の犠牲者の働き分や犠牲者が村の中で果たしていた役割を引き継ぎ、また重い借金の返済に何十年も苦しんだであろう。今の赤松村があるのは二五〇年昔の八人の犠牲と村人がながく厳しい暮らしに耐え抜いたおかげである。

【参考図書】 挟間史談会誌六号 百姓たちの山争裁判

図説日本の百姓揆一揆の原理

百姓から見た戦国大名

江戸時代の罪と罰

日本三大幕府を解剖する

資料1 裁判の諸経費・他

宿泊費

(江戸の家計簿・磯田道史)

旅籠の宿泊料

普通の宿 約 60 文 ～ 200 文
(食事付) 約 4500 円 ～ 15000 円
木賃宿 約 30 文 ～ 40 文
(食事なし) 約 2250 円 ～ 3000 円

卵一個 7 文 ～ 20 文

110 円～315 円

そば 16 文 約 250 円

うどん 16 文 約 250 円

滞在費

1人 1 日 宿泊 2500 円として
食費 500 円として
1人当たり
1日 往復 滞在 (証人として)
3000 円×(45 日+45 日+60 日)=45 万円
交通・滞在 45 万円×60 人=2700 万円

・裁判費 ?

・裁判の助言、指導を受けた謝礼 ?

・役人への内々のはたらきかけ ?

・犠牲者の補償 ?

18世紀の平均的村

石高 400 石～500 石

田地 50 町前後

人口 400 人～500 人

(万治元年・1658)

黒野村 133 石

古原村 31 石

来鉢村 511 石

赤松村の石高

元和2年 (1616)

「速見郡横灘物成目録」

田地 133 石余

物成 47 石余

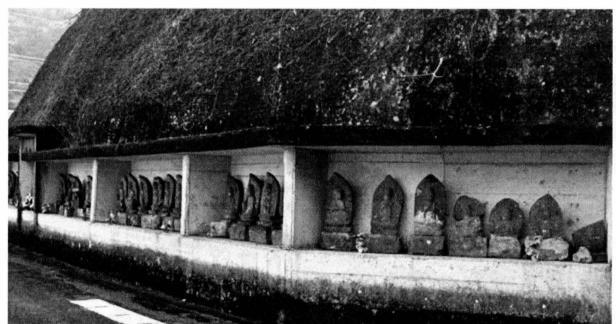
(松井文書)

「正保郷帳」以降村高の

記録はない。



遠島八名之塔



赤松の岩穴地蔵群

県道沿いに崖をくりぬいて二十体の地蔵群が安置されている。この道路は昔、大分～別府を結ぶ主要な道路だった。地蔵様に旅の無事を願い、留守の安全を祈った人も多かったんだろう。

西暦 和暦	一揆名 一揆の原因等	刑罰	地域
1709 宝永6	水戸宝永一揆 藩政改革に反対	藩役人の追放、藩吏多数処分	茨城
1711 正徳1	万石騒動 朝鮮通信使に便乗した門訴	斬首3 追放3	千葉
1712 正徳2	大聖寺正徳大一揆 政治が悪けりや年貢は納めない	斬首1 斬首14 (喧嘩賭博名目)	石川
1720 享保5	南山御蔵入騒動 年貢減免など幕府に直訴	獄門6 宅死9 処分350	福島
1722 享保7	頸城質地騒動 質入れ地、質流れ地取り戻し	磔7 獄門11 死罪10 遠島20 獄死55	新潟
1723 享保8	長瀬質地騒動 享保の改革と関連	磔2 獄門4 死罪2 遠島9 田畠取り上げ100日牢舎6 過料91	山形
1726 享保11	山中一揆 農民の治める村をめざして	捕縛した現地で打ち首、晒し 新庄村5 土屋25 湯本8 久世7 獄門4 死罪51	岡山
1733 享保18	享保の江戸打ちこわし	首謀者 遠島 おもき 重追放3	東京
1738 元文3	磐城平元文一揆 諸課税復活反対	指導者層の処刑 8年後日向国へ転封	福島
1739 元文4	元文因伯一揆 藩全域から数万人	きゅう首20 追放41	鳥取
1750 寛延3	西讃百姓一揆 藩を超えた連合	処刑12 処罰農民多数	香川
1754 宝暦4	郡上宝暦一揆 幕藩と5年間戦った百姓たち	免職 老中・若年寄・勘定奉行 藩主領地 没収 お家断絶 幕府藩役人多数処罰 獄門4 死刑10 宅死19 (拷問と寒さ) 追放等 数十人	岐阜
1754 宝暦4	久留米藩宝暦騒動 10万人の百姓一揆	1次 さらし首9 処刑9 2次 処刑25 過料、村払い、入牢74	福岡
1761 宝暦11	上田宝暦騒動 夕立と騒動は青木村から	死刑2 永牢2 村追放7 手錠・閉門多数	長野

※1、18世紀になると百姓一揆は何千何万と大規模化、広域化するが統制ある行動をとった。

家財道具等の破損はしたが放火や殺生はしなかった。

大規模、広域騒動に対する法が未整備だったため処分は幕府や領主の恣意によった。

※2、公事方御定書（寛保2年・1741・幕府部内の基本法・吉宗）

百姓一揆の処分者が絞られた 頭取=死罪、名主=重追放、組頭=田畠没収

※3、処刑者にはさらに下記の属刑が科される。

死刑、遠島、重追放は田畠、家屋敷、全財産の没収。

中追放は田畠、家屋敷の没収。

軽追放は田畠の没収。

(1) 正刑 呵責 押込 敲 追放 遠島 死刑

○呵責=叱 急度叱 ○押込=20日～100日 ○敲=50回～100回 (庶民の男子)

○追放=所払、江戸10里四方所払、軽追放、中追放、重追放

○遠島=死刑に次ぐ重刑、自活、島内の行動は自由、 (島のない藩は永牢)

○死刑=・下手人 (解死人) (打首) 遺体は引き取り人に下げ渡す

- ・死罪 (打首) 遺体は ^{ためし} 様斬り。或いはその場に放置 (放置は恥であった)
- ・獄門 (打首) 刑場の獄門台に3日間晒す
- ・磔 (公開処刑) 突手6人、二人で交互に20～30回突く、「止めの槍」喉を右から刺し貫く。遺体は3日間放置
- ・火焙 (公開処刑) 磬柱に縛りつけ木の枝などを罪人の周りに立てかけ火をつける。焼け焦げた死体を確認したあと「止め」に鼻を焼く。男の場合はさらに陰嚢を焼く。女の場合は乳房を焼く。
- ・鋸引 (公開処刑) 市中曳き回して、2日間晒す。地中に埋め通行人に挽かせる。挽く者はいなくなり刑として成り立たなくなった。

(2) 属刑 (正刑に応じて科される刑) 晒 入墨 闕所 非人手下

○晒=心中未遂 女犯の僧等。磔 鋸刑に付加 手を後ろの柱に縛りつけ罪状を書いた捨札を建てる。普通は3日間。方法が簡単なため私刑としても行われた。

○入墨=窃盗犯に科される属刑。江戸は左腕の肘関節の下に二本線。大阪は肘より上。入墨の場所、文様の異なる藩がある。

○闕所=正刑に応じて財産を没収。死刑、遠島、重追放は田畠、家屋敷 全財産没収。中追放は田畠 家屋敷没収。軽追放は田畠没収。

○非人手下=身分を非人におとす。

(3) 闕刑 (身分に応じて科される刑)

武士・僧・神官に科される刑 逼塞 閉門 艋居 改易 切腹

○逼塞=昼間の出入り禁止 30日、50日 ○艶居=自宅に謹慎。○改易=武士身分の剥奪領地の召し上げ。○切腹=上級武士の刑罰。腹を切ろうとする瞬間に解釈人が首を打ち落とした。

庶民に科される刑

過料 閉戸 手鎖

○過料=軽過料 錢3貫～5貫 重過料 錢10貫～20貫

女性に科される刑

○奴婢 ○髪を剃り落す

※地域差 時期差あり 全国一律の体系ではない。刑罰の正確な序列は困難。